

書籍紹介

南シナ海領土紛争と尖閣問題を“へその緒”とする

日中米沖の過去・現在・未来

矢吹晋『南シナ海領土紛争と日本』2016年、花伝社

矢吹晋『沖繩のナワを解く』2017年、世界書院

矢吹晋『中国の夢』所収の「補論」、2018年、花伝社

東洋英和女学院大学准教授、紛争解決論、国際関係論 名嘉憲夫

良書の特徴として、2つの点が挙げられる。1つ目は、当該のテーマについての現在や過去の“基本的事実”がきちんと抑えられていること。2つ目は、分析した事実に基づいて、状況を建設的に改善する洞察を含んでいることである。タイトルにある最初の2冊は、この2つの点において、それぞれのテーマに関する数少ない良書といえる。著者は、中国研究の専門家であるが、近年は日本と中国、アメリカ、沖縄の関わる東アジアの国際関係、特に尖閣諸島と南シナ海、沖ノ鳥島問題について研究を深め、すでにいくつかの手堅い研究成果を発表している。特に尖

閣問題に関する『尖閣衝突は沖繩返還に始まる——日米中三角関係の頂点としての尖閣』、『尖閣問題の核心——日中関係はどうなる』、『敗戦・沖繩・天皇——尖閣衝突の遠景』（いずれも花伝社）の3つの著作は、この分野における必読文献である。『南シナ海領土紛争と日本』は、1994年の「国連海洋法条約」批准以降に激化する南シナ海における「領海ナショナルリズム」の現状を、国際法の知識と文献を駆使して分析した著作である。著者自身は「自分は国際法の専門家ではないが」と謙遜しているが、海洋法の条文と英語の関連文献を読みこんだ緻密

な論述と、問題の歴史的経緯、さらに沖ノ鳥島問題との関連を論じた幅広い視点には驚かされる。本著作は、2015年8月6日の東南アジア諸国連合（ASEAN）の地域フォーラム（ARF）における、日本の岸田外相によるスプラトリー諸島（南沙諸島）をめぐる「中国の岩礁埋立て」への批判と、中国の王毅外相による「日本の沖ノ鳥島への人工物建設」の指摘との応酬の記述から始まる。中国による南シナ海の岩礁埋立てを「合法的権利はない」とする岸田外相の批判に対して、王毅外相は「まず日本が何を行ったか見るべきだ。」「日本は100億円

「実際は750億円」を投じて沖ノ鳥島に人工島を造成し、その後、国連に対して沖ノ鳥島を中心に200カイリの排他的経済水域（EEZ）設定を要求したではないか。これに対して、国連の多くのメンバーは日本の主張を理解できず、受け入れていない」と反論した。これは、日本政府が国連の大陸棚限界委員会に対して、2008年に九州・パラオ海嶺南部海域の排他的経済水域と大陸棚延伸を申請したものの、2012年に同委員会の「勧告」で申請が先送りされた事実を指す。沖ノ鳥島は、現時点では限界委員会によって「島」とは認められておらず、将来も認められる可能性が低いに関わらず、日本政府もマスメディアもその現実を国民に知らせていないと著者は指摘する。「真実を無視した領海ナショナルリズムが日本を滅ぼすことを「著者は」憂えている」のである。

しかしながら、著者は「領海ナショナルリズム」を単に日本だけの現象とは見ない。1945年

の日本の敗戦と、1952年のサンフランシスコ条約の領土放棄条項の不備、それによる戦後処理の不十分さ、1994年の海洋法条約の批准から起こった東アジア諸国による「海洋における国境線の線引き競争」といった長期的な経緯の一環として捉えるのである。このような理解を基に、大西洋にあるロッキール島の「岩か島か」をめぐる紛争や、東シナ海における日本、中国、韓国の大陸棚延伸問題との比較も試みる。さらには、「日米中三角関係の喉のトゲ化」した尖閣諸島問題の歴史を概観し、いわゆる「尖閣問題棚上げ」の確認とそこに至った経緯を「沖繩返還協定」の形成過程の詳細な分析から説明する。ニクソン、キッシンジャー、毛沢東や周恩来、蒋介石、佐藤栄作といった政治家の思惑と駆け引きのなから、尖閣諸島をめぐる「主権」と「施政権」の分離、尖閣諸島における米軍の射爆撃場の維持の理由が解き明かされていく。さらに、島嶼と領海、排他的経済

水域、大陸棚延伸などをめぐって、日中両国の政府内や軍部のタカ派とハト派が熾烈な綱引きをし、緊張が高まっている現状が指摘される。著者によれば、「すべては『ニワトリとタマゴの関係』であり、悪循環、負の連鎖は止まるところを知らない：(中略)：疑心暗鬼」の世界になっているのが、東アジアの現在の状況である。

それでは、このような状況を改善するにはどうすればいいのか。著者は、南極における領有競争を凍結した南極条約と「グローバル・コモンズ」の考え方の先見性を、私たちに思い起こさせる。さらに、南極条約を作るにあたって、日本政府の果たした建設的役割を指摘し、東アジアにおける「領海ナショナルリズム」の克服の方向性も示唆するのである。

本書を読み終わった読者は、南シナ海における領土紛争と、沖ノ鳥島問題、尖閣諸島の「棚上げ問題」の関係、それらの歴史的経緯と国際法による議論の

全貌を理解するであろう。巻末の詳細な「東アジア領海ナショナルリズム略年表」と「海洋法に関する国際連合条約」は、関連事項を網羅しており、この問題に関心のある読者の手助けになる。

『沖繩のナワを解く』は、戦後世界を生きた著者による「沖繩問題をへその緒とする日中米沖の国際関係の変遷と問題点」研究の総決算ともいふべき著作という印象を与える。しかしながら、著者は単に戦後の国際関係だけでなく、1853年のペリー提督の訪沖時に起こった米兵暴行事件とペリーの沖繩占領の検討という事実から書き起こすことによって、沖繩問題を長いタイムスパンで理解しようとする。米軍による沖繩の軍事基地化は、沖繩戦の結果とサンフランシスコ条約による本土からの分離が始まったのではなく、むしろ19世紀の東アジアにおけるアメリカの勢力拡張政策に淵源があるのである。

日米中沖をめぐる戦中戦後の国際関係史に関しては、すでに多数の研究書があり、主要テ

マについても論じ尽くされた観がある。しかしながら、日米戦争勃発時の外交的駆け引きや、サンフランシスコ条約の「沖繩処分」、1947年の「天皇メッセージ」の解釈、いわゆる「残存主権」の国際法的解釈などについて、著者が示した観点には真新しいものがある。少なくとも評者にとっては、こうしたテーマについて、研究者の間でこれまできちんとした議論がなされてきたのだろうかという疑問が湧いてくるのである。

例えば、通常「残存主権」と訳される「residual sovereignty」については、公式訳は「潜在主権」であるが、これは明らかに誤訳であり、正確には「残余主権」がふさわしい。しかしながら、「residual sovereignty」の概念がダレスによって捻り出された理由やその政治的效果、国際法上の解釈の適否について、これまで研究者の間で十分検討されてきたのだろうか。また

「天皇メッセージ」で述べられた沖繩に関する「租借権」をめぐ

る複雑な論理構成は、講和条約との関連で十分に理解されているのであろうか。カイロ宣言やヤルタ会議、ポツダム宣言と琉球・沖縄の戦後処理をめぐるルーズベルト大統領と蒋介石の協議、後に周恩来をも含めた1971年の沖縄返還協定や尖閣諸島棚上げへ至る歴史的事実だけでなく、それらを貫く「外交の論理」といったものは、十分に説明されているのであろうか。さらには、「日本はいつからいつまで、どの国と戦い、どの国に負けたのか」を曖昧にした「終戦の詔書放送」（いわゆる玉音放送）の内容の問題などもある。もしこういったことの検討や理解が十分なされていないのであれば、この本の中で述べられた指摘は新しい視点を提供するにちがいない。

最後に著者は、近年の中国脅威論と沖縄の米軍の「抑止力」をめぐる「悪循環の作用・反作用」の問題点を指摘し、米海軍大学のL・J・ゴールドスタインの東アジアにおける日中米の「段階的緊張緩和政策」を参考にした長期的外交政策の必要性を提案する。東アジアの未来についての、著者の展望は次の通りである。「沖縄は日米関係の『へその緒』として終始存在してきた。これまでは『対米従属の原点』として機能してきたが、いまや中国の勃興に象徴されるアジアの覚醒と経済発展を動因として、『日米従属』から脱する起点として沖縄が動き始めた」

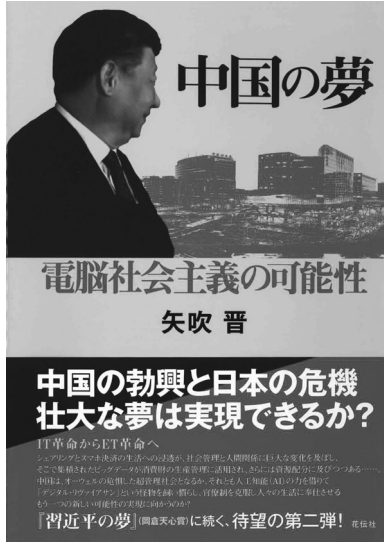
ある読者や専門家、政治家・官僚にとつて、今回書評した2冊は、目を通す必要のある重要な著作である。今後、著者の提起した論点や解釈について、この分野の専門家の間の真摯な検討や議論が強く求められる。

著者の最新刊『中国の夢——電脳社会主義の可能性』（花伝社、2018）に収められた補論「喉の小骨と化した尖閣紛争」にも言及しておきたい。この補論では、「版図」の概念が明確にされている。著者によれば、「版図」の「版」とは戸籍のことであり、「図」とは戸籍を図に書き込むことを意味する。つまり、徴税と徴兵のために戸籍を作り、それを書き込んだ図が「版図」なのである。したがって、「戸籍の作れない無人島」を版図に含めることはしないのである。尖閣諸島は「琉球の版図」と「清帝国の版図」の「中間の地」と考えられるが、それが即、近代国際法という「無主地」ではないと示す著者の見方は斬新であり、示唆に富む。国際法学者は、日本

政府の主張する「無主地先占」を無批判・ご都合主義的に正当化するのではなく、きちんとした国際法の論理を解釈することによって、尖閣問題の解決に向けていくべきだとする著者の見方に賛同したい。

国際法の論理は重要である。国連海洋法条約を見るまでもなく、ある種の曖昧さを含みつつも、諸国家が依拠する必要がある基準を示しているからである。国際法の論理を理解しつつ、それを歴史的観点からも見直すことが肝要であり、さらに、その論理を使って、どのように建設的に領土をめぐる国家間紛争を解決するかが、いま問われている。

以上の論点を評者なりに整理すれば、「尖閣諸島は、一種の国際的な共有海域（commons of sea）のなかにある共通の航海道標である」という認識になる。これは、「一種の国際的な共有海域」であるから、基本的にはどの国のどの帆船も利用可能である。しかし、その航海道標を定期的にご利用し記録にも留め



た琉球と清国の立場は、他国のそれに比べれば、“陸上における森や林の入会権のようなものの定期的な利用者”の立場と同様、尊重される必要はあろう。しかしながら、このような理解は、現代国際法の解釈と整合性を持つ必要はある。その“整合的な解釈”の範囲で、より柔軟な国際法の解釈ができるとすれば、尖閣諸島をめぐる日中の紛争は、より建設的に解決できる可能性がある。少なくとも、形式に極度に拘泥する一部の国際法学者たちの硬直した論理よりは、尖閣諸島問題を解決する手助けになるのではないだろうか。

